

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇市民会館の使用料の減免		
根拠法令及び条項	那覇市民会館条例第9条の2		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市民会館条例第9条の2 (使用料の減免) 第9条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を免除することができる。 (1) 本市が主催する事業に使用する場合 (2) 学術、芸術又は文化に関する団体等が本市と共催により使用する場合 (3) 公共団体、公共的団体、社会福祉団体等が本市と共催により使用する場合 (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する市内の学校が教育目的のために使用する場合 (5) 行事に使用する日以外の日で、準備、リハーサル等のために使用する場合 (6) その他市長が特に必要と認める場合		
審査基準 設定年月日	1970年11月18日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間() <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第2号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 設定年月日	年 月 日
所管部署	市民文化部 文化振興課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。